

ロシア連邦政府、並行輸入につき刑事・行政責任を免除する旨を明確化

2022年6月29日

JETRO ティョッセルトツル事務所

ロシア連邦政府は、2022年6月28日、同日、並行輸入につき刑事・行政責任を免除する旨を明確化するロシア連邦法（No.213-Φ3）を公布し、施行した。

既報（「[ロシア連邦産業商務省、並行輸入を可能とする商品リストを公表、施行（2022年5月6日）](#)」を参照）の通り、ロシア連邦産業商務省は、既に、並行輸入を条件に、ロシア連邦民法で規定された特許権等が及ばないとされる商品（群）のリストに関する命令を公布して、施行している。

本法律は、ロシア連邦政府が2022年3月8日に公布・施行したばかりのロシア連邦法 No.46-Φ3 について、第18条第3項として、「本条第1項第13号に従って確立された商品（商品群）のリストに表された知的活動の結果、および当該商品が表示された個別化手段を使用することは、知的活動の結果または個別化手段に対する排他的権利を侵害するものではない」という規定を追加するもの。

ロシア経済発展省のニュースリリースによれば「（法改正前の）この法律に基づき、政府は、知的活動の成果（発明、実用新案など）および個別化手段（商標）に対する独占権の民法上の保護の措置が適用されない商品のリストを承認することができる。しかし、排他的権利の保護には、民事上の措置だけでなく、刑事上や行政上の責任措置も適用されることがある。この問題に対処するため、リストに記載された商品および当該商品が表示された個別化手段に表された知的活動の成果を利用することは侵害に当たらないと定めており、「並行輸入」の枠組みで商品を輸入する者を刑事および行政責任から保護するもの」としていることから、3月8日に公布された法律において、明示的に免除されてはいなかった刑事上または行政上の責任についても問わない旨、改めて明確にしたものと考えられる。

#### 参考1：ロシア連邦法 No.213-Φ3（仮訳）（2022年6月28日公布）

##### 第1条

2022年3月8日付連邦法 No.46-Φ3 第18条を改正する件

No.46-Φ3 第18条に第3項を追加し、以下のように改正する。

「3. 本条第1項第13号に従って確立された商品（商品群）のリストに表された知的活動の結果、および当該商品が表示された個別化手段を使用することは、知的活動の結果または個別化手段に対する排他的権利を侵害するものではない。」

## 第2条

この連邦法は、その公布の日に発効する。

### 参考2：ロシア連邦法 No.46-Φ3（仮訳；抜粋）（2022年3月8日公布）

#### 第18条

1. ロシア連邦政府は、2022年、以下を規定する決定を下す権利を有することを定める。
  - 1) ～ 12) (略)
  - 13) 商品に表現された知的活動の成果および商品に表示される識別手段に対する排他的権利の保護に関するロシア連邦民法における特定の規定が適用されない商品（商品群）のリスト
  - 14) ～ 22) (略)
2. 本条第1項にいうロシア連邦政府の特定の権限は、ロシア連邦政府によって、関連分野における国家政策および法的規制の策定を担当する連邦行政機関に割り当てられることがある。

### 参考3：ロシア連邦政府決定 No. 506（仮訳）（2022年3月30日公布）

2022年3月8日付連邦法 No.46-Φ3 の第18条第1項第13号及び第18条第2項に従い、ロシア連邦政府は以下を規定する；

1. ロシア連邦産業商務省において、連邦行政機関の提案に基づき、ロシア連邦の領域外において権利者によって又はその同意を得て流通に付された商品であることを条件として、ロシア連邦民法第1359条第6項および第1487条の規定が適用されない商品（商品群）のリストを承認すること。
2. この政府決定は、その公布の日から施行される。

### 参考4：ロシア連邦民法（仮訳）<sup>1</sup>

第1359条（発明、実用新案又は意匠に係る排他権の侵害に該当しない行為）

次に掲げる行為は、発明、実用新案又は意匠に係る排他権の侵害ではない。

- 1) ～ 5) (略)
- 6) 発明若しくは実用新案を組み込む製品又は意匠を用いる装置のロシア連邦領域内への輸入、販売の申出、販売、その他の態様での取引への導入又はこれらの目的での保管であって、当該製品又は装置が特許所有者又は特許所有者の同意を得ていたその他の者により以前ロシア連邦領域内の市場に導入されていたか又はかかる同意はなかったがこのような商業的流通への導入が本法に基づいて適法であった場合

---

<sup>1</sup> [https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou\\_no4.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf)

第 1487 条（商標に係る排他権の消尽）

権利者により直接又は権利者の同意を得てロシア連邦領域内における民間の取引に導入された商品について、他人による当該商標の使用は、商標に係る排他権の侵害とはされないものとする。

－ 2022年6月28日に公表されたロシア連邦法№.213-ФЗについては、以下参照（ロシア語のみ） －

➤ [Федеральный закон от 28.06.2022 N 213-ФЗ](#)

－ 2022年3月8日に公表されたロシア連邦政府決定№. 46-ФЗについては、以下参照（ロシア語のみ） －

➤ [Федеральный закон от 08.03.2022 № 46-ФЗ "О внесении изменений в отдельные законодательные акты Российской Федерации"](#)

－ ロシア連邦民法典は、以下参照 －

➤ [Civil Code of the Russian Federation Part Four](#)

－ ロシア発：知的財産権ニュースレターは、以下参照 －

➤ [ロシア発：知的財産権ニュースレター](#)

－ ロシア関連の欧州知財ニュースについては、以下参照 －

➤ [ロシア連邦産業商務省、並行輸入を可能とする商品リストを公表、施行（2022年5月6日）\(PDF\)](#)

➤ [ロシア連邦政府、国家安全保障等のために特許権等を実施することを連邦政府が許可した 際の対価に関する決議を公表（2022年3月9日）\(PDF\)](#)

(以上)